

私は日本共産党県議団を代表して、提案されている97件の議案中、議第1号議案「平成28年度宮城県一般会計予算」を始め、15カ件の議案に反対し討論いたします。

まず、予算関連議案ですが、震災から5年、まさに、復興の正念場を迎えています。

わが党県議団はこうしたもとで、今議会においては、徹底した被災者視点にたつことを心がけ、代表質問をはじめ一般質問や予算総括質疑、そして各委員会質疑等で精力的に論戦してきました。

開会日冒頭の「知事説明」は、これまでの基調と違い、被災者に寄り添おうとする思いを感じさせるものでした。しかし、それは言葉だけで、新年度予算案は被災者・県民の願いとはかけ離れた予算と言わざるをえません。

第一は、わが党県議団が被災者・県民の緊急かつ切実な要求として、繰り返し知事に要望してきた課題が一顧だにされず、またこれまで進められた重要施策が縮小・削減されるなど、県民の願いと逆行する予算になっていることです。

わが党県議団は、県政の緊急重点課題として、被災者医療介護の免除の継続、住宅再建への県独自支援、子ども医療費助成の拡充、35人以下学級の拡大、返済不要の奨学金創設、非正規から正規雇用への転換、そして戸別農家への支援などを具体化するよう求めてきました。これらは新年度予算にまったく反映されていません。

それどころか、前年より後退している施策もあります。「救命救急センター運営費補助」は、昨年当初の2億7千万円余から1億9千万円余に予算を激減させた上に、補助基準を一方的に変えて、例えば、本日大崎市議会をあげて陳情に来られていますが、大崎市民病院への補助額を1億2千万から5千7百万円へと半額以上減らすなど、厳しい救急医療の実態とは逆行する、このような予算編成は大問題です。

また、これはわが党の角野達也議員の一般質問で取り上げましたが、私立高校運営費助成の一人当たり県単補助分を昨年の135円から、ゼロにしてしまったことは、宮城の私学関係者を大きく失望させるとともに、ついに来るところまで来たという、宮城県の私学に対する基本姿勢の重大な欠陥を示すものです。

第二に、県民に対しては、「お金が無いからできない」と言い訳し、また財政の「中期見通し」ではいつもどおりの「財政危機」をあおりながら、実は余裕ある財政運営の実態をおおい隠すための様々な「黒字隠し」をおこなうという極めて巧妙な財政運営がされていることです。

過去におこなった臨時財政対策債の抑制措置は、「財政に余裕があった」ことが確認されましたが、税収増と歳出の抑制で生まれた年度末の黒字分はできるだけ財政調整基金を小さくするために各種基金にため込み、借金の元利償還分は新たな借金をしないで返済するなど、いかにも余裕のある財政運営をおこなっています。新年度予算では、借金が認められている退職手当債を発行しない措置をとりました。一般的には、健全財政を進める上で、借金をできるだけ抑制するやり方を否定するものではありませんが、村井県政の県民そして県職員をあざむく財政運営はいただけません。

村井知事の最大の問題は、「財政危機」を巧妙に演出しながら、実際はお金に余裕が生

じても、被災者・県民の切実な課題にはけっして使おうとしないことです。

第三に、知事の「創造的復興」や「富県みやぎ」の事業には予算が優先的につけられ粛々と展開されていることです。

仙台空港の民営化による売却益約16億円を地域整備推進基金の復興事業分の空港枠分に入れて、空港民営化のために使おうというやり方ですが、黒字空港を民間大企業に売り渡した上に、県民全体の事業に使われるべき売却益まで空港民営化に特化して使うという手法はあまりにもひどすぎます。

「創造的復興」のシンボルと位置づけられている宮城野原の広域防災拠点の土地買収費が計上されていますが、遠藤いく子議員の代表質問などを通じて、その構想の導入過程に大きな問題があることが明らかになりました。知事はこの構想が「復興計画」作成過程に無かったことを認めましたが、平成25年1月の4者合意による出発点の以前に、県庁内でどういう検討がされたのか、公文書の存在を含めて極めて不透明です。合理性のない事業に300億円もかけるやり方を見直し、宮城野原の計画は白紙に戻すべきです。

安倍首相の水素エネルギー推進と連動し、最近とみに力を入れている水素エネルギーの普及促進で東北の先駆けになるという点ですが、これを無理やり「復興」と関連づけて、湯水のように県費をそそぎ込むというやり方には反対です。「みやぎ発展税」の税込から、3億8千万円もかける水素ステーション導入促進事業ですが、これは助成内容も全国最高クラスの破格のものであり、国と一緒に燃料電池車（FCV）の購入者に国202万円、県101万円の上乗せ補助するやり方も納得できません。

第四に、暴走する安倍政権のもとで、社会保障の相次ぐ切り捨てや格差の拡大、そして県民の暮らしはますます大変になろうとしている中で、県民の所得を増やす取り組みが極めて弱いという点です。

知事は「富県戦略」で県民所得は前進したと胸をはりますが、実質賃金である雇用者報酬はあがっていません。県民所得には企業所得も含まれているので、勤労者の実収入と比較すべきです。勤労世帯の厳しい姿の背景には、正規雇用の減少と非正規雇用の拡大があり、根本的には大内真理議員が指摘したように、正規雇用への転換支援が焦眉の課題となっています。東京などでやっている独自支援さえやろうとしないのが今の村井県政です。

また第4号補正については、税込増と歳出抑制によって生まれた余剰金の約100億円を各種基金に積んで事実上の「黒字隠し」をおこなっています。昨年度も同じ手法で約55億円の黒字隠しをおこないました。具体的な計画もないままにお手盛りで黒字分を振り分けるといったやり方には賛成できません。老朽化した施設の更新などは、きちんとした計画を立て、必要なものは毎年度当初予算に計上して確実に執行されるべきものであり、余剰分を持って基金運用するのは正常な執行とは言えません。

ここで、地域整備事業会計について述べます。この会計は、仙台港を輸入促進基地とするとして、それを象徴するビジネス集中ビルを建設・維持管理するために、1997年に一般会計から当初は57億円、その後増資して97億円を出資し創られました。2000年に供用開始されたアクセルですが、当初から赤字運営が続き、監査委員も将来の民間移譲に言及するなど、県政のお荷物会計とも言えるものでした。また他会計への貸出し、その上、売れ残った仙台港背後地事業の終結のため土地貸付業務を行うなど、県民不在の会計になっており、補正、当初とも同意できません。

以上、賛成できない予算関連議案、第1号、15号、122号、136号に反対いたします。

次に、予算外の同意できない議案について順次その理由を述べます。

議第18号議案についてですが、被災地と子どもたちの現状を踏まえれば、学級数が減少したからと、教職員定数を減らすべきではありません。日常的に子どもたちと接する教職員の増員を図り、少人数学級に踏み出すことこそ求められていると考え、本条例は認められません。

議第19号議案は、地方公務員に対して新たな人事評価制度を導入するものです。問題は評価結果を昇進・昇格に活用するとともに、給与へ反映するもので、職員のモチベーションが上がるとは思えません。運用については現場から懸念の声が出ています。大震災後困難の中で頑張ってきた県職員を追い詰めることの無いように、導入に反対します。

議第23号議案、手数料条例の一部を改正する条例のうち、介護支援専門員実務研修等の受講手数料の見直しは、研修内容や研修時間変更によるものです。研修の充実は重要ですが、資格取得直後に行う実務研修が2万5700円から4万6000円に値上げされるなど、大変、大幅な値上げです。介護職員の低賃金が社会問題となっている中で、ケアマネジャーの資格取得をめざす介護職員にとっては、大きな負担です。よって、1.8倍にもなる大幅値上げに反対し、県の補助の増額による受講料の引き下げを求めます。

議第26号議案、衛生検査手数料条例の一部改正は、保健環境センターに依頼できる検査の種類とその際の手数料を定めている別表を削除することにより、県民、市町村、民間事業者等が依頼できる一般検査を水質だけに限定し、名称も水質検査手数料条例に変更するものですが、県民の命や安全を守るために公的な検査機関が担っている役割を縮小するものであり、同意できません。

議第35号議案は、大震災により親を亡くした児童等の修学等支援のために設置した「東日本大震災みやぎこども育英基金」について、支援対象事業の拡大を図るものです。そもそも宮城県の震災遺児・孤児への給付額は、岩手県や福島県の6割～4割程度に過ぎません。集まった基金は91億円に上りますが、遺児・孤児のために使われる給付総額は34億円と37%しか生かされないこととなります。使途の拡大の前に、震災遺児・孤児への給付額を岩手県や福島県なみに引き上げるべきであり、議第35号議案は認められません。

議第41号議案、ライフル射撃場条例の一部を改正する条例は、スポーツであっても、銃を扱える年齢をこれまで一貫して14歳以上としてきたが、銃刀法の原則を10歳まで引き下げ、空気銃を使えることが、はたして国民的合意を得ているかどうか疑問であり、賛成できません。

議第43号議案は、平成14年度以降休止状態となっている保健所運営協議会を廃止しようとするものです。東日本大震災時の対応の反省から、宮城県は「公衆衛生の視点」を持った保健所活動の機能強化が必要であるとの認識を示しました。しかし、専門分野別の会議だけでは、災害時の公衆衛生活動や要援護者の避難支援など、地域の課題を統括して広域的に協議する場がありません。保健所運営協議会は廃止ではなく、保健所活動の機能強化を具体化する議論の場として再開すべきです。

議第121号議案、「平成28年度流域下水道事業負担金について」は今回、3流域下水道で値上げとなっています。とりわけ、震災で大きな被害を受けた北上川下流東部流域では30%を超える大幅な引き上げとなります。被災した施設の維持管理経費は受益負担ということですが、震災の被害から生活を立て直すために必死になっている被災者に対して、さらなる負担を求めることには反対せざるをえません。

議第149号議案は、拓桃医療療育センターのこども病院への統合に伴う工事請負契約の変更です。当初計画の1.5倍の総工費102億円をかけて拓桃園が開所し、拓桃支援学校が移転しました。こども病院への移転・統合は、児童福祉施設としての療育環境の低下への懸念があること、また、県職員にとっては、独立行政法人への身分移行に伴い労働条件や待遇の悪化を招き、結局4割程度の職員しか身分移行しなかったことなどにより、私どもはこの事業に一貫して反対してきました。よって、この変更契約及び関連予算も認められません。

議第159号議案、東名地区の護岸工事災害復旧工事請負契約の締結ですが、大震災による津波でさえ現堤防の高さを超えていないのに、さらに1.2mもかさ上げする必要はないものと考えます。

議第164号議案の「平成27年度市町村受益者負担金」のうち、空港整備事業の受益者負担金についてですが、空港を整備することで当該3市に対してどのような「利益」があるのかが明確ではありません。空港民営化されたことによって、新規の整備事業は運営会社が負担し、地元負担はなくなりますが、改良工事については地元負担が残る理由がわかりません。空港整備事業の地元負担はなくすべきです。

なお第45号議案、「環境基本計画の策定について」には、計画の全体には反対しませんが、「みやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョン」とその具体化を記述した部分には同意するものではないことをお断りしておきます。

討論の最後に国内情勢の動向も見ながら一言述べます。

T P Pが実効性を持てば、東北は破滅的な打撃を受ける危険があります。その影響をけっして過小評価することなく、反対・慎重などの声に真摯に耳を傾け、庁内に対策本部をつくるなど対応を考えるべきです。

また、原発について、わが党の中嶋廉議員が、新規制基準が世界のレベルにはほど遠く、避難計画が自治体に丸投げされている重大な問題点を指摘しましたが、9日に大津地裁が同趣旨の理由を挙げて関西電力・高浜原発3号機、4号機の運転停止を命じる仮処分決定を行いました。再稼働した原発の運転停止は初の司法判断であり、2014年5月の大飯原発に関わる差し止め判決と今回の度重なる司法判断を、県政もまた重く受け止めるべきと考えます。

最後に強調したいことは、東日本大震災から5年目の節目にあたり、5年たってもいまだにプレハブ仮設住宅や民間賃貸借上げ住宅に約2万戸、4万人以上がとり残されている現実を一瞬たりとも忘れてはなりません。

しかも75歳以上の後期高齢者は医療費免除が、いま打ち切れようとしている時に、県政は何もできないのか、その責任が問われていると思うのです。

県政がこの5年間の総括をきちんと行い、大胆な是正と改善を行うことが必要ではないか。徹底した被災者目線に立ち、県政が被災者のみなさんと共に前へ進むことを強く願い、日本共産党県議団としても全力を尽くす決意を表明し、私の討論といたします。